

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

令和3年度税制改正（4）

今月も、税制改正より中小企業を対象とする改正をご紹介します。

所得拡大促進税制の見直し・延長

新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中、継続雇用者の給与増額だけでなく、新規の雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるように、適用要件を一部見直し、簡素化した上で適用期間が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度となり2年延長されています。

対象法人	適用要件		控除額	
	賃上基準	教育訓練費基準	控除額	限度額
中小企業者等	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$ 継続雇用者判定なし		給与等支給 増加額 $\times 15\%$	法人 税額 \times 20 %
	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ 継続雇用者判定なし	①又は②のいずれか ①教育訓練費額 \geq 前期の教育 訓練費額 $\times 110\%$ ②経営力向上計画の認定を 受け、経営力向上が確実に なされている	給与等支給 増加額 $\times 25\%$	

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長

近年、中小企業が自然災害等、長期化する新型コロナウイルス感染症への事前の備えをすることは重要になっています。中小企業者の自然災害等への事前対策の強化に向けた設備投資を推し進めるため、対象設備を追加した上で適用期間が2年延長されています。

対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等。

支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）

対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備。

機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する物を含む)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、感染症対策のために取得等するサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水・揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、無停電電源装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する物を含む)